

昭和三十九年運輸省令第六十三号

道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則
道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百九号）第五条第二項及び第六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則を次のように定める。

（登録証書の交付申請）

第一条 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により自動車の登録証書の交付を受けようとする者は、第一号様式による登録証書交付申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る自動車は道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条の登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けているものであるときは、当該自動車の自動車検査証を提示しなければならない。

2 法第五条第二項の規定により原動機付自転車の登録証書の交付を受けようとする者は、第二号様式による原動機付自転車届出書を運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

3 前二項の場合には、旅券又は自動車若しくは原動機付自転車を法第二条第二項の締約国において使用することを証するに足りる書面を提示しなければならない。

（登録証書の交付）

第二条 運輸監理部長又は運輸支局長は、前条の申請書又は届出書の提出があつたときは、次の各号に該当する場合を除き、第三号様式による登録証書を交付しなければならない。

一 提示した自動車検査証が有効なものでないとき。
二 申請書に記載した事項が自動車登録ファイルの記録又は軽自動車届出書の記載と符合しないとき。
三 申請又は届出に係る事項に虚偽があると認めるとき。

（原動機付自転車番号の指定）

第三条 運輸監理部長又は運輸支局長は、原動機付自転車の登録証書を交付する場合は、当該原動機付自転車について原動機付自転車番号を指定しなければならない。

2 前項の原動機付自転車番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。

一 原動機付自転車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局（使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合にあつては、当該自動車検査登録事務所）を表示するラテン文字（別表）
二 四けた以下のアラビア数字

（登録証書の再交付）

第四条 登録証書の交付を受けた者は、登録証書が亡失し、滅失し、毀損し、若しくはその識別が困難となつたとき又は登録証書の記載事項について変更があつたときは、その再交付を受けることができる。

2 前項の登録証書の再交付の申請は、第四号様式による登録証書再交付申請書及び当該申請に係る登録証書（当該登録証書を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書面）を運輸監理部長又は運輸支局長に提出して行わなければならない。

（登録証書の返納）

第五条 登録証書の交付を受けた者は、次の各号に該当することとなつたときは、遅滞なく、当該登録証書（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した登録証書）を運輸監理部長又は運輸支局長に返納しなければならない。

一 登録証書の交付を受けた日から六月以内に当該登録証書に係る自動車又は原動機付自転車を輸出しないとき。
二 当該登録証書に係る自動車又は原動機付自転車を輸入したとき。
三 当該登録証書に係る自動車又は原動機付自転車を使用しなくなつたとき。

四 登録証書の再交付を受けた後において亡失した登録証書を発見し、又は回復したとき。
（自動車検査登録事務所における申請等）

第六条 この省令の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に対してする申請、届出又は返納（以下「申請等」という。）は、当該申請等に係る自動車又は原動機付自転車の使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合にあつては、当該自動車検査登録事務所においてするものとする。

附 則

この省令は、法施行の日（昭和三十九年九月六日）から施行する。

附 則（昭和三十九年一〇月二二日運輸省令第七七号） 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三十一日運輸省令第一六号） 抄
この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四二年五月二六日運輸省令第二七号） 抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、道路運送車両法施行規則第一号様式の改正規定並びに附則第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、昭和四十二年六月一日から、同規則第三条の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

9 昭和四十二年五月三十一日までに道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の規定により指定された原動機付自転車番号については、改正後の同規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年四月二二日運輸省令第二二号） 抄
この省令は、昭和四十三年四月十六日から施行する。

6 この省令の施行の日の前日までに道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の規定により指定された原動機付自転車番号については、改正後の同規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年九月二五日運輸省令第四四号） 抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和四四年二月二六日運輸省令第六〇号）
この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和四五年二月二〇日運輸省令第一〇号）
この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。

附 則（昭和四七年五月二三日運輸省令第三二号）
この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四九年一月二八日運輸省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月一三日運輸省令第六号） 抄
この省令は、昭和五十年三月二十日から施行する。

6 この省令の施行前に道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の規定により指定された原動機付自転車番号は、第三条の規定による改正後の同令の規定により指定されたものとみなす。

附 則（昭和五二年五月七日運輸省令第一一号） 抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十二年五月九日から施行する。

附 則（昭和五三年二月一七日運輸省令第八号） 抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十三年二月二十日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一三日運輸省令第一九号） 抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十三年四月十七日から施行する。

附 則（昭和五四年二月二二日運輸省令第五号） 抄
（施行期日）
1 この省令中、福岡県陸運事務所に係る部分及び第三 条 の 改 正 規 定 中

北九州 FOK
「を改める部分は、昭和五十四年二月二十六日から、山形県陸運事務所に係る部分及び同条の改正 規 定 中

山形 YA
「を改める部分は、同年三月十二日から施行する。

附 則（昭和五四年四月二〇日運輸省令第一四号） 抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和五十四年四月二十三日から施行する。

1 この省令は、昭和五十四年四月二十三日から施行する。

の本拠の位置が湘南自動車検査登録事務所の管轄区域に属するものに対する原動機付自転車番号については、なお従前の例による。

附 則（平成七年二月二十八日運輸省令第七〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則第八号様式、第十五号様式、第十七号様式の三及び第二十一号様式による検査対象外軽自動車臨時検査申請書、軽自動車届出書、軽自動車届出済証記入申請書及び譲渡証明書、第二条の規定による改正前の自動車型式指定規則第四号様式による完成検査終了証並びに第三条の規定による改正前の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第一号様式、第二号様式及び第四号様式による登録証書交付申請書、原動機付自転車届出書及び登録証書再交付申請書については、それぞれ第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則第八号様式、第十五号様式、第十七号様式の三及び第二十一号様式、第二条の規定による改正後の自動車型式指定規則第四号様式並びに第三条の規定による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第一号様式、第二号様式及び第四号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成九年八月二十六日運輸省令第五四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成九年九月一日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、同年十月二十日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行後平成九年十月十九日までの間に道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「車両規則」という。）第六十六条の二、自動車登録規則第二十六条及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第六条の規定により野田自動車検査登録事務所において行われるものとされ、又はすることができるとされた申請、届出その他の行為については、第一条の規定による改正後の地方運輸局陸運支局

等組織規程別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

6 この省令の施行後平成九年十月十九日までの間に道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の規定により原動機付自転車番号の指定を受ける原動機付自転車であつてその使用の本拠の位置が野田自動車検査登録事務所の管轄区域に属するものに対する原動機付自転車番号については、なお従前の例による。

附 則（平成九年二月一五日運輸省令第八一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行後平成十一年十一月十四日までの間に道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「車両規則」という。）第六十六条の二、自動車登録規則第二十六条及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第六条の規定により佐野自動車検査登録事務所において行われるものとされ、又はすることができるとされた申請、届出その他の行為については、第一条の規定による改正後の地方運輸局陸運支局等組織規定別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一二年八月二六日運輸省令第三八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十一年九月一日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、同年十一月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行後平成十一年十一月十四日までの間に道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「車両規則」という。）第六十六条の二、自動車登録規則第二十六条及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第六条の規定により佐野自動車検査登録事務所において行われるものとされ、又はすることができるとされた申請、届出その他の行為については、第一条の規定による改正後の地方運輸局陸運支局等組織規定別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一二年二月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の船舶法施行規則第十二号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先人免許更新申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験／第一次／第二次／受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標準、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）・海技士（機関・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六

号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年九月二一日国土交通省令第八九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年十月十日から施行する。ただし、第三条及び第五条の規定は、平成十九年二月十三日から施行する。

附 則（平成二〇年八月八日国土交通省令第七三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船舶法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正前の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による換縦免許証、第五条の規定による改正前の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正前の連合国財産の返還の請求の手續等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による改正前の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による改正前の船舶料理士に関する省令第二号様式による改正前の船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規定する改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による改正後の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正後の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による換縦免

許証、第五条の規定による改正後の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正後の連合国財産の返還の請求の手續等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第二十号様式による証票とみなす。

附則（平成二〇年一月三十一日国土交通省令第九〇号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成二十年十一月四日から施行する。

附則（平成二六年九月三〇日国土交通省令第七五号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成二六年十月一日から施行する。

附則（平成二六年一月一七日国土交通省令第八三号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成二六年十一月十七日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年四月一〇日国土交通省令第四五号）

（施行期日）		1 この省令は、令和二年五月十一日から施行する。
（経過措置）		2 この省令の施行前に道路運送車両法の規定により登録された自動車登録番号又は指定を受けた車両番号であつて、この省令の施行により新たに自動車登録規則第十三条又は道路運送車両法施行規則第三十六条の十七、第三十六条の十八若しくは第六十三条の二第四項に規定する基準に適合しないこととなったものについては、この省令による改正後の自動車登録規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることとができる。
附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）		
（施行期日）		1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）		2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
別表（第三条関係）		
運輸監理部、運表示	運輸監理部、運輸表示	運輸監理部、運輸表示
車検登録事務	車検登録事務	車検登録事務
所	所	所
札幌運輸支局	S P	松本自動車検査登録事務所
函館運輸支局	H D	福井運輸支局
旭川運輸支局	A K	岐阜運輸支局
室蘭運輸支局	M R	飛騨自動車検査登録事務所
釧路運輸支局	K R	静岡運輸支局
帯広運輸支局	O H	浜松自動車検査登録事務所
北見運輸支局	K I	沼津自動車検査登録事務所
青森運輸支局	A M A	愛知運輸支局
八戸自動車検査登録事務所	A M H	豊橋自動車検査登録事務所
	T A	C

岩手運輸支局	I T	西三河自動車検査登録事務所	A C
宮城運輸支局	M G	小牧自動車検査登録事務所	A C
秋田運輸支局	A T	三重運輸支局	M E
山形運輸支局	Y A	滋賀運輸支局	S I
庄内自動車検査登録事務所	Y A S	京都運輸支局	K T
福島運輸支局	F S	大阪運輸支局	O O
いわき自動車検査登録事務所	F S I	ななわ自動車検査登録事務所	O S
茨城運輸支局	I G M	和泉自動車検査登録事務所	O S
土浦自動車検査登録事務所	I G T	神戸運輸監理部	H G
栃木運輸支局	T G U	姫路自動車検査登録事務所	H G
佐野自動車検査登録事務所	T G C	奈良運輸支局	N R
群馬運輸支局	G M	和歌山運輸支局	W K
埼玉運輸支局	S T O	鳥取運輸支局	T T
所沢自動車検査登録事務所	S T T	島根運輸支局	S N
熊谷自動車検査登録事務所	S T K	岡山運輸支局	O Y
春日部自動車検査登録事務所	S T B	広島運輸支局	H S
千葉運輸支局	C B C	福山自動車検査登録事務所	H S
習志野自動車検査登録事務所	C B N	山口運輸支局	Y U
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	C B S	徳島運輸支局	T S
野田自動車検査登録事務所	C B D	香川運輸支局	K A
東京運輸支局	T K S	愛媛運輸支局	E H
練馬自動車検査登録事務所	T K N	高知運輸支局	K C
足立自動車検査登録事務所	T K A	福岡運輸支局	F O
八王子自動車検査登録事務所	T K H	北九州自動車検査登録事務所	F O
多摩自動車検査登録事務所	T K T	久留米自動車検査登録事務所	R O

神奈川運輸支局	K N Y	筑豊自動車検査登	F O
川崎自動車検査 登録事務所	K N K	佐賀運輸支局	S A
湘南自動車検査 登録事務所	K N N	長崎運輸支局及び 厳原自動車検査登 録事務所	N S
相模自動車検査 登録事務所	K N S	佐世保自動車検査 登録事務所	N S
新潟運輸支局	Y N	熊本運輸支局	K U
新潟運輸支局	N G N	大分運輸支局	O T
長岡自動車検査 登録事務所	N G O	宮崎運輸支局	M Z
富山運輸支局	T Y	鹿児島運輸支局	K O
石川運輸支局	I K	奄美自動車検査登 録事務所	A K O
長野運輸支局	N N N	沖縄総合事務局陸 運事務所、宮古運 輸事務所及び八重 山運輸事務所	O N

第2号様式（第1条関係）（日本産業規格A列4番）

第3号様式（第2条関係）（日本産業規格A列6番型）

注(1) 登録番号欄には、自動車については登録番号又は車両番号を、原動機付自転車については原動機付自転車号を記入するものとし、登録番号又は車両番号の下の連番は、原動機付自転車又は自動車種別を登録する表示する文字に下記の表に掲げるテン文字を、車両又は車用品の別等を表示する平板名には昭和29年内閣府令第1号(国語を書き表す場合に用いるローマ字のつづり方を定める件)の第1表に掲げるローマ字をそれぞれ併記すること。

[illegible]

(2) 登録年月日欄には、登録年月日又は登録番号若しくは登録機材の製造番号を指定した年月日を記入すること。

第4号様式（第4条関係）
（日本産業規格A列4番）

登録番号交付申請書	
運輸省民営化促進法第4条関係	
申請者の氏名	第 1 号 欄
申請者の住所	
登録番号	
申請の理由	

注 登録番号欄には、登録証書の登録番号欄に記入されている番号を記入すること。